

厚木土木事務所所管区域の事前チェック事項

名 称	概 要	担 当 課
都市計画法第 29 条	・開発行為（建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）の許可	計画建築部 まちづくり・建築指導課
都市計画法第 37 条	・開発許可を受けた開発区域内の建築制限	
都市計画法第 41 条	・用途地域の定められていない区域内の許可に基づく建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置等の制限	
都市計画法第 42 条	・開発許可を受けた開発区域内の予定建築物等以外の建築等の制限	
都市計画法第 43 条	・市街化調整区域内のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限	
都市計画法第 53 条	・都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限 【愛川町(清川村は除く)】	計画建築部 許認可指導課 道路班
神奈川県土砂の適正処理に関する条例第 4 条・第 9 条	・建設工事に伴って生ずる 500 m ³ 以上の土砂を建設工事の区域外に搬出する場合の処理計画書等の届出 ・一定規模以上の土砂埋立行為を行おうとする場合の許可	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条	・急傾斜地崩壊危険区域内における工作物の設置・改造、のり切・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積等に関する行為	計画建築部 許認可指導課 河川班
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条（土砂災害防止法）	・土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に係る許可	
神奈川県砂防指定地の管理に関する条例第 3 条	・砂防指定地における開墾、掘削その他土地の形状変更、建築物、道路、橋りょうその他の施設又は工作物の新設、改設又は除却、土石、鉱物等の採取、たい積又は投棄、竹木の伐採又は滑送若しくは地引きによる運搬、その他治水上砂防のため著しく支障がある行為	
地すべり等防止法第 18 条	・地すべり防止区域内における地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為、地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為、のり切又は切土で政令で定めるもの、ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの新築又は改良、そのほか地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	
河川法第 55 条(第 26 条)	・河川保全区域（河川区域）内における土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築	
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	・不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設に係るバリアフリー対応の協議 （確認申請の 30 日前までに事前協議(確認申請が不要な場合、工事着手の 30 日前まで)）	計画建築部 まちづくり・建築指導課
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合）	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出（工事着手予定日の 7 日前までに届出）	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	・一定条件にあてはまる建築物に係る省エネルギー措置の届出（工事着手予定日の 21 日前までに届出）	

所管市町村のチェック項目

愛川町 更新年月日：2021/4/1		經由担当窓口：建設部都市施設課 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1 TEL：046-285-2111(代) 消防同意窓口：消防本部消防課 〒243-0301 愛甲郡愛川町角田 286-1 TEL：046-285-3131(代)	
名 称	概 要	担 当 課	備 考
愛川町開発指導要綱 愛川町開発指導要綱細則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第 29 条による許可を要する開発行為等 ・ 高さ 10m以上の建築行為 ・ 500 ㎡未満であっても隣接地と合算して 500 ㎡以上となる建築行為 (愛川町開発指導要綱に基づく協議等においては、愛川町開発指導要綱に定める図書を添付してください。) 	都市施設課 庁舎 3 階	
神奈川県内陸工業団地 建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の規定に基づく認可を受けた建築協定区域（神奈川県内陸工業団地）内において、建築を行う場合は、あらかじめ神奈川県内陸工業団地建築協定運営委員会の承認が必要。 (愛川町中津の一部) (建ぺい率：45%、壁面後退等) 		
愛川町ホテル等建築の適 正化に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル等の建築の適正化に関する事項。 		
愛川都市計画 特別工業地区建築条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維関連産業以外の工場並びに一部店舗の建築の制限。 (愛川町半原、田代の一部) 		
愛川町建築行為に係る道 路後退用地整備要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主等が、建築基準法第 4 2 項第 2 項の規定に基づく道路、公道、その他町長がこれと同等と認める道路に接する敷地に建築行為等を行う場合で、同法第 6 条第 1 項又は同法第 8 8 条第 1 項に規定する建築確認申請の申請が必要なもの及び町長が必要と認めるものについて買取り又は寄附するものに適用。 ・ 道路後退については、町独自の基準があります。 		
風致地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高取中津溪谷風致地区 ・ 仏果山経ヶ岳風致地区 ・ 志田三栗山風致地区 ・ 相模川西風致地区 ・ 中津川東風致地区 ・ 八菅山風致地区 (高さ 15m以下、建ぺい率：40%、壁面後退等) 		
町道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町道 査定図等の写し交付 		道路課 庁舎 3 階
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の確認 	下水道課 庁舎 3 階	
上水道	町営水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半原 ・ 田代 ・ 三増 ・ 角田（箕輪下原を除く） ・ 中津（一ツ井、下菅原、上菅原、大塚前、下大塚、大塚、諏訪前、諏訪東、諏訪、上六倉、下六倉、桜台の一部及び吹上を除く） ・ 八菅山 ・ 棚沢（向原の一部を除く） 	愛川町 水道事業所 庁舎 1 階	
	神奈川県営水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中津（吹上、桜台、下菅原、諏訪前、諏訪、諏訪東、上六倉、一ツ井、上菅原、大塚前、下大塚、大塚、大塚下、下六倉） ・ 角田（箕輪下原） ・ 春日台 	神奈川県 企業庁厚木水 道営業所	TEL： 046-224-1111 (代)

(注)

- 旧耐震構造の木造住宅の耐震診断に対する補助制度があります。
「愛川町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」(所管：都市施設課)を参照してください。
- 旧耐震構造の木造住宅の耐震改修工事に対する補助制度があります。
「愛川町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱」(所管：都市施設課)を参照してください。
- 既存ブロック塀等の耐震化に対する補助制度があります。
「愛川町危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱」(所管：都市施設課)を参照してください。

清川村 更新年月日：2021/4/1	経由担当窓口：まちづくり課 〒243 - 0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 TEL：046-288-3862 (直通) 消防同意窓口：厚木市消防本部予防課 〒243 - 0003 厚木市寿町 3-4-10 TEL：046-223-9371 (直通)		
名 称	概 要	担 当 課	備 考
清川村開発指導条例	<ul style="list-style-type: none">開発規模が 500 m²以上のもの土地利用上、現に一体の区域を構成した区域等において、先行する開発行為の着手の日から起算して2年以内に工事施工者又は設計者に同一性がある開発行為を行う場合、開発規模が合算して 500 m²以上となるもの建築物の高さが 10m 以上のもの建築物の階数が 3 階以上のもの4 戸以上かつ延べ床面積が 200 m²以上の共同住宅又は長屋の建築行為地域の状況により村長が特に必要と認めたもの	まちづくり課 庁舎 1 階	都市計画区域外
清川村ホテル等建築の適正化に関する条例	<ul style="list-style-type: none">ホテル等の建築の適正化に関する事項。		
村道	<ul style="list-style-type: none">村道 査定図等の写し交付		
下水道	<ul style="list-style-type: none">下水道の確認		
上水道	<ul style="list-style-type: none">村営水道の確認		
(注) ・詳細は、清川村役場のホームページに掲載されている「清川村に家（建築物）を建てる方へ」を参照してください。 ・清川村は全域が県立丹沢大山自然公園か、丹沢大山国定公園のいずれかに指定されています。 ・県立丹沢大山自然公園の特別地域での工作物、建築物の新築や土地の形質変更の行為は、建築確認申請の前に県立自然公園条例による許可が必要です。 ・県立丹沢大山自然公園の特別地域でない地域（普通地域）では、一定規模以上の工作物、建築物の新築や土地の形質変更の行為は届出が必要です。 ・丹沢大山国定公園の区域では自然公園法に基づく許可が必要です(窓口：神奈川県自然環境保全センター 管理課)。 ・住宅の取得に対する補助制度があります。 「清川村住宅取得奨励金交付要綱」(所管：まちづくり課)を参照してください。 ・旧耐震構造の木造住宅の耐震診断に対する補助制度があります。 「清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」(所管：まちづくり課)を参照してください。 ・旧耐震構造の木造住宅の耐震改修工事又は建替え工事に対する補助制度があります。 「清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱」(所管：まちづくり課)を参照してください。			